

令和5年度 予算案の概要をお知らせします

財務室財務担当
(TEL)918-5011 (FAX)918-5125

現在、市議会で審議されている令和5年度予算案の概要をお知らせします。

一般会計 1256億1941万円

一般会計は、市税を主な財源として、福祉、道路、教育など、一般的な行政サービスを行うための会計です。令和5年度の当初予算は、1256億1941万円で、西明石活性化プロジェクト事業費や障害福祉事業費の増加などにより、前年度と比べて4.1%(約50億円)の増となります。

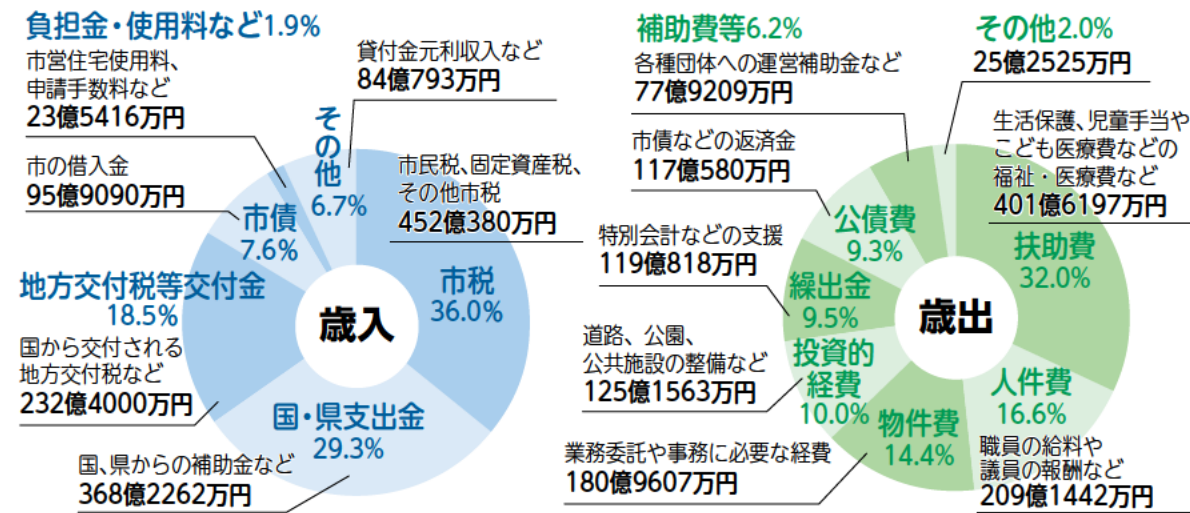
特別会計 711億3231万円

企業会計 237億8105万円

※詳しくは市ホームページ

明石市 令和5年度予算

明石市 施政方針 で検索



傍聴者募集

▶第2回地域自立支援協議会

日時/3月17日(金)午後2時~4時 場所/市民会館第1・2会議室 内容/第6次障害者計画などの策定に関する検討事項 定員/10人程度 申し込み/3月10日午後5時40分までに障害福祉課 (TEL)918-5160 (FAX)918-5244 (E)shoufuku@city.akashi.lg.jp)で先着順に受け付け ※手話通訳・要約筆記などが必要な場合は、申し込み時にお伝えください

▶市民参画推進会議

日時/3月20日(月)午後2時~ 場所/市役所本庁舎8階806会議室 内容/市民参画条例の内容や運用状況の検証など 申し込み/3月16日までにジェンダー平等推進室 (TEL)918-6037 (FAX)918-5294 (E)gender@city.akashi.lg.jp)で先着順に受け付け

意見募集

食品衛生監視指導計画(素案)

食の安全確保や食中毒防止のために食品関係施設の監視体制や重点監視指導項目などを定めた計画への意見を募集します。

申し込み/3月22日(必着)までに持参またはファクシミリ、メール(住所・氏名・意見を記入)で生活衛生課(あかし保健所4階 (TEL)918-5426 (FAX)918-5584 (E)seikatsueisei@city.akashi.lg.jp)へ ※計画案は市ホームページに掲載、行政情報センター、あかし総合窓口、各市民センターでも閲覧可

スマホで広報紙が読める!!

広報あかしは、無料アプリ「マチイロ」で配信しています。

登録方法

- ①アプリをダウンロード
- ②「お住まいの地域」を「明石市」に設定する



お問い合わせ/広報課 (TEL)918-5001 (FAX)918-5101

まずはご相談ください 3月は自殺対策強化月間

相談支援課 (TEL)918-5669 (FAX)918-5440

新たな環境に対する不安から、知らないうちにストレスがたまってしまふことがあります。こころが疲れているときは、相談ダイヤルまでお電話ください。少しずつ話してみませんか。

相談窓口

●市こころの相談ダイヤル

(TEL)918-5401 (FAX)918-5440

平日午前8時55分~午後5時40分

●市ひきこもり専門相談ダイヤル

(TEL)918-5659 (FAX)918-5440

平日午前8時55分~午後5時40分

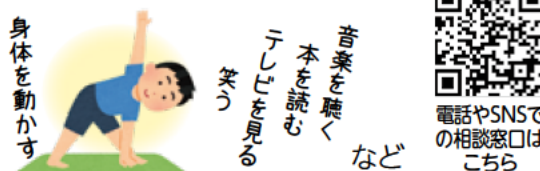
※市民相談のページ(11面)にも各種相談窓口の記載あり



ひきこもりWEB相談はこちら

気分転換をする時間も大切です

例えば...



▶企業・団体向けにゲートキーパー講座を実施します お気軽にお問い合わせください

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

対象/市内企業・団体など 日時/応相談 申し込み/電話、ファクシミリまたはメールで相談支援課 (E)hi-soudan@city.akashi.lg.jp)へ

3月議会開催中 ~こどもの養育費確保支援に係る基本理念などを定める条例議案などを審議~

総務課 (TEL)918-5041 (FAX)918-5103

2月21日から3月議会が開催されています。今回市が提案している議案は、令和5年度当初予算のほか、こどもの養育費確保支援に係る基本理念などを定める条例議案、国民健康保険の出産育児一時金を増額するための条例議案などです。

今後の日程

時間の記載がないものは午前10時~
本会議/3月2日(木)、3日(金)、6日(月)、24日(金)
3月13日(月)午後3時~
常任委員会/総務=3月7日(火)、14日(火)
建設企業=3月8日(水)、15日(水)
文教厚生=3月9日(木)、16日(木)
生活文化=3月10日(金)、17日(金)

限度額を超えた場合は申請を 後期高齢者医療 高額介護合算療養費制度

長寿医療課 (TEL)918-5165 (FAX)918-5105

同一世帯内の後期高齢者医療制度加入者全員の、医療保険と介護保険の1年間(令和3年8月~令和4年7月)の自己負担額の合計額が限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。該当世帯には3月中旬に申請書を送付します。

ただし、対象期間中に転入・転出した人や、他の医療制度から後期高齢者医療制度に変更した人などは申請の案内ができない場合があります。

区分	限度額
①現役並み所得 ※後期高齢者医療被保険者がいる世帯(住民税課税所得額で異なる)	Ⅲ 課税所得額 690万円以上 212万円 Ⅱ 課税所得額 380万円以上 141万円 Ⅰ 課税所得額 145万円以上 67万円
②一般(①③以外の人)	56万円
③低所得	Ⅱ 世帯全員が住民税非課税 31万円 Ⅰ 世帯全員が住民税非課税で各所得が0円 ※公的年金等控除額は80万円計算 19万円

※医療保険・介護保険のどちらか一方の負担がない場合は対象外。また、後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している人は、各医療保険者にお問い合わせを

4月から利用できる敬老優待乗車券を 3月中旬に郵送します

高齢者総合支援室 (TEL)918-5166 (FAX)918-5133

令和4年度に敬老優待乗車券の交付を受けた人に、4月から利用できる令和5年度と同乗車券を3月中旬に郵送します。※地域で配達日は異なります

対象/令和5年1月1日から引き続き市内在住で、昭和28年(1953年)4月1日以前に生まれた人
内容/①バス共通優待乗車証(市内運行区間の神姫バス・山陽バスは1乗車110円、たこバス・たこバスミニは無料。回数券などとの併用は不可) ②寿タクシー利用券(4000円相当。市内のみ利用可)

※①②セットで送付。市のほかの優待乗車制度(障害者優待乗車券、高齢者通院支援タクシー利用券)との重複交付はできません

